

令和 8 年 7 月

お客さま各位

当組合の手形・小切手の最終振出期限及び 他金融機関を支払地とする 手形・小切手の預金入金受付終了日について

平素は当組合に対しまして格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。
当組合では、令和 9 年(2027 年)4 月からの手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みの一環として、新たに以下の対応を実施いたします。
今後より一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 当組合の手形・小切手の最終振出期限

最終振出期限後に振り出された手形・小切手は、当座勘定からのお支払いができなくなります。未使用の手形・小切手用紙については、計画的なご利用と代替サービスへの移行をお願いいたします。

最終振出期限：令和8年(2026 年)9月30日(水)

2. 他金融機関を支払地とする手形・小切手の預金入金受付終了日

令和8年(2026 年)9月30日(水)をもって、他金融機関を支払地とした手形・小切手の預金口座への入金受付を終了いたします。入金先の口座は、当座勘定の他、普通預金・定期預金など各種預金を含みます。

なお、当組合を支払地とする手形・小切手等については引き続き預金入金受付可能ですが、振出日が令和 8 年(2026 年)9 月 30 日までの手形・小切手に限ります。

受付終了日：令和8年(2026 年)9月30日(水)

<手形・小切手に代わるサービスについて>

当組合では、手形・小切手に代わる電子的な決済方法として「インターネットバンキング・ビジネスバンキング」および「でんさいサービス」のご利用をお勧めしてお

ります。この機会に当サービスのご利用をご検討ください。

3. 規定の改定

上記の対応に伴い下記のとおり当座勘定規定および各種規定を改定いたします。

(1)改定日

令和8年(2026年)10月1日(木)

(2)改定する規定

- ・当座勘定規定、小切手使用法、約束手形用法、為替手形用法
- ・普通預金(無利息型普通預金を含む)・貯蓄預金・納税準備預金 共通規定
- ・通知預金規定
- ・定期預金共通規定
- ・定期積金(スーパー積金)規定
- ・代金取立規定

(3)改正内容 新旧対比表

・当座勘定規定

改正後	改正前
第1条（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下、「証券類」といいます。）も受入れます。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	第1条（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下、「証券類」といいます。）も受入れます。
第7条（手形、小切手の支払等） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。 <u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>	第7条（手形、小切手の支払等） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。
(3) 当座勘定の払戻し <u>の場合には、当組合</u>	(3) 当座勘定の払戻しは、次のいずれかの

改正後	改正前
<u>所定の払戻請求書を使用し</u>てください。	方法で行ってください。 A. 届出または登録の印章により、 当組合所定の払戻請求書に記 名押印して提出する方法。 B. 小切手を使用する方法。
第8条（手形、小切手用紙等） (1) 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、令和8年9月30日までに振り出してください。</u> (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ令和8年9月30日までに振り出された手形であること</u>を確認してください。	第8条（手形、小切手用紙等） (1) 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。 (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
第19条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、そのつど連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u>	第19条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、そのつど連絡することなく支払うことができるものとします。
第20条（線引小切手の取扱い） (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏	第20条（線引小切手の取扱い） (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏

改正後	改正前
面に届出印の押なつまたは届出の署名があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 <u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載のないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することがあります。</u>	面に届出印の押なつまたは届出の署名があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。

・小切手使用法

改正後	改正前
2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 <u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>	2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。 なお、 先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。

・約束手形用法

改正後	改正前
3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。	3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、 できるだけ 記入してください。

・為替手形用法

改正後	改正前
4. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。	4. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、 できるだけ 記入してください。

・普通預金（無利息型普通預金を含む）・貯蓄預金・納税準備預金 共通規定

改正後	改正前
2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。

・通知預金規定

改正後	改正前
3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

・定期預金共通規定

改正後	改正前
1. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	1. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

・定期積金（スーパー積金）規定

改正後	改正前
1. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	1. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。

・代金取立規定

改正後	改正前
第1条 （取扱証券類） 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱いします。<u>ただし、令和8年9月30日を超えて振り出された、当組合を支払場所とする手形または当組合を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。</u>	第1条 （取扱証券類） 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱いします。

以上

